

高知県医師会労災保険指定医部会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は高知県医師会労災保険指定医部会と称し、事務所を高知県医師会内に置く。

(構成及び組織)

第2条 本会は高知県医師会会員である労災指定医(機関)を以って会員とする。

第3条 本会は高知県各労働基準監督署単位に支部を置くことができる。

(目的及び事業)

第4条 本会は労働者災害補償保険法による診療を円滑にするため、指定医相互の連絡を緊密にし労働者の福祉増進に寄与することを目的として次の事業を行う。

- 1 指定診療機関の整備拡充に関する事項
- 2 指定診療医(機関)に関する事項
- 3 診療費並びに支払方法に関する事項
- 4 労働基準局並びに監督官庁との連絡に関する事項
- 5 事業所と診療機関との連絡に関する事項
- 6 療養補償その他保険取扱等に関する事項
- 7 その他必要なる事項

(入退会)

第5条 本会に入会せんとするものは書面を以ってこれが申込をなし委員長の承認を受くるものとす。退会せんとするときまた同じ。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------|-----|
| 委員長 | 1人 |
| 副委員長 | 2人 |
| 委員 | 若干人 |
| 監査委員 | 2人 |

第7条 本会の役員は総会に於てこれを選出し任期は2年とする。

第8条 委員長は本会を代表して会務を総理する。副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはこれを代理する。委員は委員長の命により事務を処理する。監査委員は会計を監査する。

第9条 本会に顧問を置くことができる。顧問は総会の同意を経て委員長がこれを委嘱する。

第10条 本会は高知県医師会長の監督指導を受けるものとする。

(会議)

第11条 会議は総会並びに委員会の2種とする。

- 1 総会は毎年1回これを開催し会務の報告、予算の決議、決算の承認、事業計画の決定、役員選挙その他必要な事項を行う。但し必要により臨時総会を開催することができる。
- 2 委員会は必要に応じ委員長これを招集する。

(経費並びに会計)

第12条 本会の経費は会費、寄附金その他の収入を以って充てる。

第13条 会費の賦課及び徴収方法は総会の決議を以って定める。

ここから、

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日終るものとする。

附 則

- 1 平成9年7月5日規約一部改正
- 2 平成11年7月24日規約一部改正
- 3 平成22年7月10日規約一部改正